

（午前10時50分 再開）

○議長（井上勝彦君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

日程第18 議案第10号 橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第18 議案第10号 橋本市指定地域密着型介護老人福祉施設の指定に関する入所定員等に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）50ページの第5条、一番下の行なんですけども、暴力団員等であってはならないと。議案の50ページ。等というのは、どういう広がりあるのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）役員等とはということで、これは介護保険法の第70条の第2項第6号で定義されておるんですけども、まず、業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有するものであるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者ということで、それともう一つ、またはその事業所を管理する者等ということで、定義をされてございます。

（発言する者あり）

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）失礼しました。市の暴力団排除条例の第2条第3号に規定する暴力団ということで、暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者ということでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

17番 松本君。

○17番（松本健一君）開会日の市長説明の際に、この議案第10号から第16号までは、いずれも地域主権改革一括法に関連する条例の整備ということで説明が行われましたけれども、この条例も含めて、ここからの審議に関しては、これまでの国と地方の関係が変わってきたからこそ、市で条例を定めないといけないということになったと思うんです。その辺を、包括的に全体的な流れをご説明いただきたいなと思うんです。というのも、これはまた県も含めて、県の条例等がまた関係してきている話だと思いますので、ご説明いただけますか。

○議長（井上勝彦君）企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）今、ちょっと手元に資料がございませんので、後ほどご説明をさせていただきます。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）今回、議案第10号に関しての関係で言わせていただきますと、地域主権改革一括法に関連といたしまして、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が、平成23年6月22日に公布されてございます。その関係で、介護保険法の一部が改正されまして、従来、国の法令で定められておりました指定地域密

着型介護老人福祉施設の入所定員に係る基準、それから、指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準のうち、申請者の法人格の有無に係る基準ということが、その部分について市町村の条例で定めるということになりましたので、今回、市のほうで条例制定を定めるものでございます。

○議長（井上勝彦君）17番 松本君。

○17番（松本健一君）この条例に関する部分で、今ご説明いただきましたけれども、この第2条の29人以下とするという、その29人というところの根拠的な部分、市として判断を、こうだから29だという判断をされた理由をご説明いただけますか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）まず、介護保険法の第78条の2の第1項中に、これは改正前でしたら、「その入所定員が29人以下であるものの開設者」ということで明記されてございまして、今回改正後が、「その入所定員が29人以下であって市町村の条例で定める数であるものの開設者」ということで今回改正されてございますので、その改正に合わせて、本市も29人以下にさせていただいたところでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第10号については、文教厚生委員会に付託いたします。

---

**日程第19 議案第11号 橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例について**

○議長（井上勝彦君）日程第19 議案第11号

橋本市水道事業布設工事監督者の配置基準、資格基準及び水道技術管理者の資格基準に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第11号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

**日程第20 議案第12号 橋本市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例について**

○議長（井上勝彦君）日程第20 議案第12号 橋本市公共下水道の構造の技術上の基準に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第12号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

**日程第21 議案第13号 橋本市道路及び河川の基準等に関する条例について**

○議長（井上勝彦君）日程第21 議案第13号 橋本市道路及び河川の基準等に関する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第13号については、経済建設委員会に付託いたします。

---

**日程第22 議案第14号 橋本市営住宅等の  
整備基準に関する条例について**

○議長(井上勝彦君) 日程第22 議案第14号  
橋本市営住宅等の整備基準に関する条例につ  
いて を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようですの  
で、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第14号に  
ついては、経済建設委員会に付託いたします。

---

**日程第23 議案第15号 橋本市営住宅設置  
及び管理条例の一部を改正する  
条例について**

○議長(井上勝彦君) 日程第23 議案第15号  
橋本市営住宅設置及び管理条例の一部を改正  
する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようですの  
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第15号に  
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですの

で、討論を終結いたします。

これより議案第15号 橋本市営住宅設置及  
び管理条例の一部を改正する条例について  
を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし  
た。

---

**日程第24 議案第16号 橋本市廃棄物の減  
量化、資源化及び適正処理等に  
関する条例の一部を改正する条  
例について**

○議長(井上勝彦君) 日程第24 議案第16号  
橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理  
等に関する条例の一部を改正する条例につい  
て を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようですの  
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第16号に  
ついては、委員会の付託を省略いたしたいと  
思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですの  
で、討論を終結いたします。

これより議案第16号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第25 議案第17号 橋本市母子健康センター設置及び管理条例を廃止する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第25 議案第17号 橋本市母子健康センター設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第17号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第17号 橋本市母子健康センター設置及び管理条例を廃止する条例につい

て を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第26 議案第18号 橋本市老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第26 議案第18号 橋本市老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第18号については、委員会の付託を省略いたしたいと思いを。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第18号 橋本市老人福祉センター設置及び管理条例を廃止する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

日程第27 議案第19号 橋本市福祉事務所  
設置条例の一部を改正する条例  
について

○議長(井上勝彦君) 日程第27 議案第19号  
橋本市福祉事務所設置条例の一部を改正する  
条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 質疑がないようですの  
で、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第19号に  
ついては、委員会の付託を省略したいと思  
います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決  
しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですの  
で、討論を終結いたします。

これより議案第19号 橋本市福祉事務所設  
置条例の一部を改正する条例について を採  
決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ  
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

---

日程第28 議案第20号 橋本市税条例の一  
部を改正する条例について

○議長(井上勝彦君) 日程第28 議案第20号  
橋本市税条例の一部を改正する条例について  
を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

15番 田中君。

○15番(田中博晃君) 質問いたします。説明  
要旨によると、二十日以内に督促状を発送す  
ることが困難な状況が続いているということ  
なんですけれども、これはどれぐらい前から  
困難な状況が続いていたのか。また、今回改  
正になったいきさつと、30日以内にするこ  
とでどの程度、どこまでの効果が現れるのか  
ということについて質問いたします。

○議長(井上勝彦君) 総務部長。

○総務部長(森川嘉久君) 困難な状況がいつ  
からかというご質問でございますが、ちょっ  
といつからかということが明確には申し上げ  
られませんが、納税していただく方法につ  
きまして、以前ですと納付書で納付していただ  
くということが多かったわけでございますけ  
ども、最近、口座振替ということで、自動  
的に口座の引き落としという形の納税方法が  
多数を占めてくるようになってまいりました。

その中で、口座引き落としの場合、金融機  
関とデータ交換をいたしますので、引き落と  
しが不能という形が一旦連絡をいただいて、  
それから本市の消し込み処理をするわけでご  
ざいますけれども、この段階でかなり日数を要  
することがございまして、そこらあたりでな  
かなか地方税法で定められる二十日以内に督  
促状を発送させていただくということが困難  
になってきております。

ということで、確実な形で確認をさせてい

ただいて、督促状を発付させていただくということが原則でございますので、行き違いがありますと、これは納税者の皆さんにご迷惑をかけることにもなりますので、こういう形で確実に納付を確認をさせていただいて、未納付の方について督促状を送らせていただきたいという形で、十日間期限を延ばさせていただくということでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）第21条第1項の、「ただし、繰り上げ徴収をする場合」と、この繰り上げ徴収をするというのはどういう意味でしょうか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）納期限以内に徴収をさせていただくことについては、こういう形になるわけでございますけれども、ちょっと繰り上げ徴収の要件について資料を持っておりませんので、後ほどご答弁させていただきます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

8番 中西君。

○8番（中西峰雄君）督促手数料に関してですけれども、以前の条例でも50円の手数を徴収しなければならないということになっておりまして、ただしがありますが、これは、これまでこの督促手数料の徴収はどうされたのかということですね。今後、これをきちっととられるんかどうか、お尋ねいたします。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）督促手数料については、原則として徴収させていただいておるところでございますし、今後とも徴収をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）今の督促状のところで

すが、やむを得ない理由があると認める場合は督促手数料を徴収しないとは、やむを得ない理由とはどういう場面を指してるのでしょうか。

○議長（井上勝彦君）総務部長。

○総務部長（森川嘉久君）個々にいろんな理由があるかと思えますけれども、事務手続き上の不備でありますとか、そういう形で、先ほどもちょっと申し上げましたが、消し込み時点で一応確認をさせていただいて督促状を送らせていただくんですけども、既に納付されていって行き違い等があった場合については、もちろん督促手数料については徴収させていただけないということでございます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第20号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第20号 橋本市税条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第29 議案第21号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について**

○議長（井上勝彦君）日程第29 議案第21号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

1番 松浦君。

○1番（松浦健次君）80ページの一番下なんですけども、この条例は公布の日から施行し、24年4月1日から適用するというのは、どういう意味でしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）この今回の改正が、これは国の児童手当法施行令の改正に基づいて県の補助金交付要綱も改正されたということで、県の補助金交付要綱が平成24年4月1日に遡及して改正されてございますので、本市も同様に4月1日に遡及して改正するというようにさせていただきました。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

2番 阪本君。

○2番（阪本久代君）この改正によって、別表に定める額以上とかと書いてあるんですが、その別表が、ちょっとよう調べなかったとか、わからなかったのか、具体的にどのようにな変わったんでしょうか。

○議長（井上勝彦君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（北山茂樹君）今回の児童手当法施行令の改正によりまして、扶養親族がない場合、それが622万円に改正されました。

1人の扶養親族の場合は660万円、それから2人が698万円、それから3人が736万円、4人

が774万円、5人が812万円ということになったわけでございますけども、従来の乳幼児医療の所得制限といたしますが、扶養なしの場合は532万円、それから1人の場合が570万円、2人の場合が608万円、3人が646万円、4人が684万円、5人が722万円ということになってございまして、県の条例が従来の数字とそのままということになりましたので、橋本市も同様にさせていただきます。

○議長（井上勝彦君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただ今議題となっております議案第21号については、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第21号 橋本市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

**日程第30 議案第22号 橋本市下水道条例**

の一部を改正する条例について

○議長（井上勝彦君）日程第30 議案第22号  
橋本市下水道条例の一部を改正する条例につ  
いて を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（井上勝彦君）質疑がないようですの  
で、質疑を終結いたします。

ただ今議題となっております議案第22号に  
ついては、経済建設委員会に付託いたします。

企画経営室長。

○企画経営室長（上田力也君）先ほど、17番  
議員より答弁を保留させていただいた件につ  
いて、お答えをさせていただきます。

議員おただしのおり、地方主権改革の一  
環として、これは平成21年度におきまして、  
地方分権改革推進計画ということで閣議決定  
がなされております。今回、この議会に上げ  
させていただいた議案第10号から16号とい  
うのは、それにあたる部分でございます。国に  
おいては42法令があるわけなんですけども、  
このうち、本市に影響のある事業がちょうど  
20事業ございます。このうち、今回上げさせ  
ていただいた七つの条例が、この20事業の一  
部となっております。今年度中にこの影響  
分について条例改正を行う必要があるわけ  
ですが、まだ介護保険法、あるいは都市計画法  
の改正が残っております。これにつきましては追って3月議会にご審議をいただきたい  
というふうに考えております。

以上でございます。